別表十二(十六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が平成29年改正法附則第68条 《特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》 の規定によりなおその効力を有するものとされる平 成29年改正前の措置法第55条の3第3項から第6項 まで《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用 を受ける場合に記載します。
- 2 「均等益金算入額4」の欄の記載に当たっては、
 次によります。
 - (1) 目標到達期間の月数(平成29年改正措置法令附 則第20条 (特定事業再編投資損失準備金に関する 経過措置)の規定によりなおその効力を有するも
- のとされる平成29年改正前の措置法令第32条の4 第2項第1号(特定事業再編投資損失準備金)に 規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)にお いて同じです。)が48未満である場合には、「、 48又は60」を消します。
- (2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合 には、「36、」及び「又は60」を消します。
- (3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」 を消します。
- (4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。